

平成30年度 第6回
美里町上下水道事業経営審議会

平成30年10月23日開催

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

平成30年度第6回美里町上下水道事業経営審議会

2 開催日時 平成30年10月23日（火）午後2時から午後2時45分まで

3 開催場所 美里町水道事業所2階会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

金子 浩一委員（会長）

中鉢 敏征委員（副会長）

佐々木 秀雄委員

柴田 修委員

（2）事務局

美里町水道事業所長 櫻井 純一郎

美里町水道事業所副所長 佐々木 聡

5 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議題 美里町上下水道事業経営審議会答申内容の確認

（2）会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

1人

8 会議資料

・水道料金の改定について（案）

開 会

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第6回美里町上下水道事業経営審議会を始めたいと思います。

なお、本日の審議会につきましては、委員総数の2分の1以上が出席しているため、美里町上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の開催要件を満たしていることを報告いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

次第1、開会の挨拶。金子会長、よろしくお願いいたします。

○会長（金子浩一） 本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうで審議会6回目です。答申の確定という形になっていくかと思っておりますので、またどうぞご議論のほうよろしくお願いいたします。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） ありがとうございます。

それでは、審議事項に移らせていただきます。

審議事項のご進行のほう、金子会長、よろしくお願いいたします。

○議長（金子浩一） では、審議事項（1）美里町上下水道事業経営審議会答申内容の確認について。事務局から説明をお願いいたします。

○所長（櫻井純一郎） （案）。平成30年10月23日。

美里町長、相澤清一殿。美里町上下水道事業経営審議会会長、金子浩一。

水道料金の改定について（答申）。

平成30年8月6日付で諮問があった件について、審議を行った結果、本審議会として意見が集約されたので、下記のとおり答申する。

なお、今後の水道事業の経営に当たっては、引き続き「安全で安心な水の安定供給」を確保し、より一層の経営努力をされるよう申し添える。

ということで、この部分を若干文言修正をしているところがあります。グレーでマキシングしているところが文言修正をしておりますので、ご確認願いたいと思います。

まず、「経営に当たっては」のところ、前回「経営に当たり」のところを、「経営に当たっては」に文言修正しております。

また、前回「経営努力をする」としていたところを、「経営努力をされるよう」と文言修正をしておりますので、ご確認願いたいと思います。

あともう一つ、今回の答申書の2ページ目の付帯意見の「（1）の料金改定の周知」について、前回はこの付帯意見の1番を序文のほうに位置づけ記載しておりましたが、事務局で協議

したところ、付帯意見という意味合いがあるのでこちらのほうに移しておりますので、ご確認
願いたいと思います。

○議長（金子浩一） では、1つずつしていきますか。はいわかりました。

ではまず最初の、文言の修正点はマキシングしていただいていますので確認できるかと思
います。では、ここまでで何かお気づきの点ございますか。よろしいですか。（「はい」の声あ
り）ではこんな感じで進んでいって、最後までもう一回後で気づいた点があったら、言ってい
ただく形でお願いしたいと思います。

では、引き続きよろしく申し上げます。

○所長（櫻井純一郎） 続けて読み上げます。

1、料金改定の内容について読み上げします。

水需要の動向、企業債の償還、石綿セメント管などの老朽管更新事業と耐震化事業などの必
要性及び水道事業の今後の経営状況から判断すると、水道料金を改定することが必要であると
考える。

前回、マキシングしている「今後の」のところが抜けておりまして、この部分「今後の」を
挿入しております。

以上です。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

では、今1番のところを読み上げていただきました。今の文言のところでは何かお気づきの点
ございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、2番また申し上げます。

○所長（櫻井純一郎） はい、続けます。

2、料金算定期間の内容について読み上げをします。

料金算定期間を平成31年10月から平成36年3月までの4年6カ月間とする。

ここでご確認なんですが、当初の諮問書のほうで、料金算定期間の前に料金改定の時期とし
て、「平成31年10月（平成31年11月検針分）から適用する」という文言があったんですが、こ
の改定実施時期についてこちらのほうに盛り込んだほうがいいのか、料金算定期間を平成31年
10月からとしているので、この部分でも読み取れるという考え方があると思いますが、その点、
改定の実施時期を挿入したほうがよいかどうかの確認をしたいと思います。

○議長（金子浩一） 改定の実施期間、そして盛り込むかどうか、このままでよろしいかどうか
ですね。いかがでしょうか。少なくとも期日ははっきりとわかる状況には現時点でもなってい

るとは思っておりますが。いかがでしょうか。特によろしいですか、今の部分。（「はい」の声あり）では、2番はこのままで。

○所長（櫻井純一郎） このままでよろしいですか。

○議長（金子浩一） はい、ではよろしく申し上げます。

では引き続き、3番のほうをよろしく申し上げます。

○所長（櫻井純一郎） 続けます。

3、料金改定率の内容について読み上げします。

平均改定率約12%、約14%、約16%による財政シミュレーションを検討した結果、平均改定率約14%の引き上げとすることが妥当であるとする。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

3番のほうは前回黒丸だったところで、はっきりしていただいたというところだと思います。議論としてはここに落ちついたので、数字はよろしいかと思うので、文言のほうもじゃあこのままでよろしいですかね。（「はい」の声あり）わかりました。ありがとうございます。

では3番のほう終えまして、4番のほうをお願いしたいと思います。

○所長（櫻井純一郎） 4、料金体系の内容について読み上げします。

（1）水需要の増減に収入が影響を受けない料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を現行の30%から35%へ高めることが妥当であるとする。

○議長（金子浩一） では、（1）まで今読んでいただきました。前回と変更はなしということですがけれども、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

では、続いて（2）のほうをお願いします。

○所長（櫻井純一郎） では続けます。

（2）従量料金は均一料金制が原則と考えるが、基本料金の割合を高めたことから、水量10m³以下の従量料金を負担軽減するため逓増制を維持することが妥当である。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

では（2）も前回と同じということで、よろしいですか。（「はい」の声あり）

続いて、4番をお願いします。

○所長（櫻井純一郎） 済みません、今気づいたんですけれども、2ページ目、「4」になっていきますけれども、「5」の誤りですね。今気づきましたので、大変恐縮ですがここ訂正させていただきます。経営における基本目標の部分、ここ始まりが「5」です。訂正方お願いいたします。

それでは読み上げします。

5、経営における基本目標を次の3点とし、経営の安定化を図ること。

(1) から (3) まで読み上げをします。

(1) 単年度黒字の維持。収益的収支の黒字化を維持する。

(2) 企業債残高の縮減。負担を次世代に先送りしないよう、企業債の発行額は、元金償還金の範囲内とし、企業債残高を着実に縮減させる。

(3) 資金残高の確保。現金預金の適正残高の水準は、おおむね給水収益と同額程度とされていることから、将来的には現金預金残高の目標を給水収益の1年相当分の額を超える額とする。

(3) で若干文言修正しております。「将来的には」の部分ですが、前は「将来的な」にしておりましたけれども、「将来的には」という文言修正をさせていただいております。

また、給水収益の1年相当分の箇所なのですが、前は「給水収益の1年分程度とする」を、「給水収益の1年相当分の額を超える額とする」という形で改めています。

以上です。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

では、4番がずれて5番になりまして、(3) が前回と今ご指摘いただいたところで文言が修正されております。今回のほうがわかりやすいかなとは感じましたけれども、あとほかいかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、元の5番、新しい6番ですか、次よろしく申し上げます。

○所長（櫻井純一郎） はい。6番ですね。訂正して6です。

6、水道料金表（案）。

水道料金表（案）については、次のとおりとする。

税抜きです。水道メーター口径、ミリメートルですが、13ミリにつきましては基本料金1カ月当たり1,080円、20ミリにつきましては2,310円、25ミリにつきましては3,880円、30ミリにつきましては6,250円、40ミリにつきましては1万2,710円、50ミリにつきましては2万3,940円、75ミリにつきましては6万5,960円、100ミリにつきましては7万2,280円、150ミリ以上につきましては町長が定める額とします。集会所用につきましては460円です。

続きまして、右側の水量料金につきましては、こちらのほうは月当たり使用水量で、1 m^3 から10 m^3 までにつきましては1 m^3 当たり203円です。11 m^3 以上につきましては、1 m^3 当たり210円となります。臨時用につきましては1 m^3 当たり684円となります。

150ミリ以上につきましてですが、今回口径の中には150ミリのケースがありませんでしたので、今回は100ミリまでの数字ということでした。そして、150ミリ以上のケースが生じた場合には、町で協議して定めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

前回まで議論してきたところで落ちついた数値のところでは表を出していただいております。ちょっとこれは前回そもそも（案）には具体的な数値は入れていなくて、今回ペーパー上はここで出てきたということになります。いかがでしょうか。

○委員（佐々木秀雄） このところの、前「従量料金」のところ、「水量料金」でいいんですか。

○所長（櫻井純一郎） 町の条例で、この部分……

○委員（佐々木秀雄） 前は何か「従量料金」になっている。

○所長（櫻井純一郎） そうですね、そのとおりです。町の条例で今のところ使用した水量についての料金の名称が「水量料金」となっておりますので、この部分それを踏襲していくこととします。本来であれば、これまでの説明では「従量料金」ということで説明してきましたが、佐々木委員さんのおっしゃるとおりです。今の条例が「水量料金」という名称になっているところで、ご理解いただきたいと思っております。

○委員（佐々木秀雄） はい。

○議長（金子浩一） では、今のところは「水量料金」のままでよろしいですかね。（「はい」の声あり）そのほかはよろしいでしょうか。

もしよろしければ、引き続き付帯意見のほうに進んでいきたいと思っております。では、またよろしくお願いたします。

○所長（櫻井純一郎） 7に訂正をお願いします。

7、付帯意見について内容を読み上げます。

こちらのほうも（2）まで読み上げたいと思っております。

（1）料金改定の周知。料金改定は、住民生活や経済活動に大きな影響を与えるため、実施までに十分な周知期間の設定及び周知活動を行い、水道料金の引き上げの必要性や水道施設等の整備計画について丁寧に説明し、住民の理解が正しく得られるよう努められたい。

次のページです。

（2）水道料金見直しの定期的な検討。今後の経営状況などを踏まえ、水道料金見直しの必

要性を定期的に検討すること。

以上です。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

今回の新しい7番で、（2）が元から前回もあったもので、今回の（1）が新しく追記された部分になります。いかがでしょうか。

○委員（中鉢敏征） 1つだけいいですか。

住民にはどのような方法でというか、周知なさるときにですね、例えばホームページを使うとか、町の広報を使うとか、どのように考えていますか。

○所長（櫻井純一郎） 今後、まずは11月の広報で今回の料金改定についてパブリックコメントを実施する方向で今検討しております。11月の広報でそちらを周知して、約1カ月間、住民の意見を募集したいと考えております。その後に、住民説明会についてはどの時期で実施していくかは今後検討していきますが、そういった住民説明会の検討も必要があると認識しております。それを踏まえまして、町の最終決定案を決定して、議会のほうに提案する運びになっておりますので、順次進めていきたいと思っております。

あと、料金が確定した場合は、広報、ホームページで確定後の料金を周知していきたいと思っております。

○議長（金子浩一） ありがとうございます。

今のところは特に文言には盛り込まないで、具体的な了承ということで。ではほかはよろしいでしょうか、案のほうで新しい7番のところ。いいですか。

では、内容ですが、改めまして一応今1番から新しい7番までやりました。最初の1ページから3ページまででありますでしょうか。なければこれで、今直した部分で確定とさせていただきますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）では、どうもありがとうございます。では4ページは、目で目視確認を。

○所長（櫻井純一郎） そうですね、ご確認いただければと思います。

○議長（金子浩一） では、ちょっと時間とりますので、4ページ目、皆様のご氏名ですとか、これまでの6回の内容でお気づきの点ありましたら、ちょっとご意見をいただければと思います。（「ありません」「いいと思います」の声あり）大丈夫ですか。よろしいですか。（「はい」の声あり）ありがとうございました。

ではそうしますと、審議事項、これで閉じるということでよろしいでしょうか。

○所長（櫻井純一郎） それでは、番号を誤っていたので、これを浄書しますので、それを最終

確認していただいて、確定という形をいただきたいと思います。少し時間いただきます。

(「はい」の声あり)

休 憩

再 開

○議長（金子浩一） では、私のほうで改めて司会というか、最後確認を皆さんでしていただいて、おかしくなければ、今いただいた最新案でいくと。

では改めまして、新しいほうの、今番号を打ち直していただきましたこちらで確定ということよろしいですか。確定で、町長さんに答申ということで進めたいと思います。

確認のほうは、（１）の審議事項はこれでよろしいでしょうか。

（１）、どうもありがとうございました。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） それでは、ご審議のほどありがとうございました。

それでは、レジュメの３番に移らせていただきます。

閉会の挨拶、中鉢副会長様、よろしくお願ひいたします。

○副会長（中鉢敏征） 第６回目、水道料金改定についての皆さんの確認をいただきました。これをもって相澤町長に答申したいと思います。

本日はどうもご苦労さまでした。

○副所長兼原浄水係長（佐々木 聡） ありがとうございました。

閉会

上記会議の経過は、美里町水道事業所長 櫻井純一郎の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員